

のおがた元気ポイント事業《Q & A》

『活動参加ポイントについて』

- Q1** ウォーキングは毎日行うので、20 日で 20 ポイントが溜まる。これ以降のポイントは、どうなるのか。
- A1** 商品券への交換は、年度内 1 回限りで、商品券交換時に新しいポイントカードをお渡しいたします。交換以降の活動もポイントの対象となりますが、商品券との交換は翌年度になります。
- Q2** 毎日、ウォーキングすれば年間で 300～365 ポイント（15～18 枚のカード）が溜まることになる。1 年間で複数のカードを溜めれば、翌年度から事業を行わなくても商品券がもらえるのか。
- A2** 新しいポイントカードは、登録時又は商品券交換時に 1 枚しか渡しません。同一人が同時に複数のポイントカードを持つことはありませんので、ご質問の事態は発生いたしません。
- Q3** 3 月に登録した場合、20 ポイントが溜まる前に年度が変わってしまうが、ポイントは無効になるのか。
- A3** 無効にはなりません。ポイントカードの有効期限は、ありません。3 月に登録されて年度が変わっても、20 ポイントが溜まれば商品券と交換いたします。
- Q4** 一日に複数の事業に参加した場合のポイントはどうなるのか。
- A4** 一日についてのポイント制限はありません。午前と午後で 2 事業に参加した場合は、2 ポイントを付与します。
- Q5** ポイントカードは、どのようなものか。
- A5** 裏面の「のおがた元気ポイントカード見本」を参照してください。
- Q6** グループの管理者のサインや印鑑であれば、何でも OK か。
- A6** グループ登録手続き後、市よりお渡しした登録団体番号の入った印鑑のみ有効です。
- Q7** ポイントカード交付日より前の活動についてポイントを付与することは出来るか？
- A7** 出来ません。ポイントカード交付日以降の活動について、ポイントを付与することになります。（但し、初回ポイントカード発行年度の健診ポイントのみ、ポイントカード交付日より前の日付でも、ポイントを付与します）

『健診ポイントについて』

Q8 今年度 7 月に特定健診を受けた。9 月にグループ登録をし、12 月に 20 ポイントが溜まった場合、来年度の健診受診後にしか、交換できないか。

A8 当該年度の健診受診で交換できます。初回登録の場合のみ、当該年度内（カードを交付した年度内）に受診した健診については、ポイントの対象とします。ただし、交換時には必ず健診結果表の提示をしてください。

Q9 健診結果表を紛失した。ポイントとの交換は不可か。

A9 直方市が行う健診等については受診履歴の確認ができる場合があります。お問い合わせください。医療機関での健診は、基本的に市で把握できませんので、健診結果表を失くさないよう注意してください。

Q10 3 月に特定健診を受診し、健診結果表が 4 月に届いた場合、受診した年度で交換できるのか。活動ポイントは、年度内に 17 ポイント以上がたまっている。

A10 交換可能です。カードの日付は、健診結果表で健診受診日を確認のうえ、受診の日を記入しますのでポイントの活動日の日付が全て 3 月末までの場合、4 月中は当該年度分で交換できます。

Q11 活動ポイントが 20 個たまったあとに特定健診とがん検診を受け、合計で 24 ポイントになった。4 ポイントは無効になるのか。

A11 健診によるポイントのみ、次のカードに活動ポイントとして繰り越し可能とします。最高で 4 ポイントの活動ポイントが繰り越されることになります。

なお、繰り越す健診ポイントは交換する年度に受診した健診のものに限ります。

Q12 交換する前の年度の特定健診結果表を持ち来庁、活動ポイントが 18 ポイントたまっており健診ポイントとして 3 ポイントが付与された（交換はできない）。交換する年度に特定健診を受けて 3 ポイントを付与されたので健診ポイントが 4 ポイントあることになるが、すべて繰り越せるのか。

A12 交換した年度の健診ポイントのみ（この場合は 3 ポイントのみ）しか次のカードに繰り越せません。

Q13 がん検診を複数受診した。それぞれ 1 ポイントとして付与されるか。

A13 特定健診以外の健診は、複数種類受けても、また、何回受けても当該年度内に 1 ポイントを上限とします。また、がん検診と人間ドックの両方を受診しても 1 ポイントが上限です。したがって、1 年間に付与される健診ポイントは、特定健診 3 ポイント、その他の健診 1 ポイントの合計で最高 4 ポイントとなります。

『対象事業について』

Q14 地域の自主活動として囲碁や将棋を対象としているのはなぜか。

A14 介護予防活動においては体を動かすことはもちろんですが、複数の人と話すことや囲碁や将棋などの思考を伴うものも有効であると言われていることから対象としております。

Q15 カラオケも介護予防に有効だと聞いているが、対象事業になるのか。

A15 個人の趣味としてのカラオケは対象ではありません。ただし、地域の公民館や施設において組織的に介護予防を目的として実施することが確認されれば対象とする場合があります。この場合でも地域の自主活動団体として事前登録が必要です。詳細は個別に地域包括ケア推進係と相談してください。

『登録について』

Q16 地域の自主活動は、なぜ団体登録しなければならないのか。

A16 市が行う事業以外で、どのような介護予防活動がなされているのかは把握できておりません。事前に事業内容や代表者（管理者）、所属員名等を申請していただくことにより対象団体になるかどうかの判断を行います。

Q17 複数の自主活動団体に所属している場合の取り扱いはどうなるのか。

A17 複数の団体に所属し活動される場合は、それぞれの団体の所属員名に記載して登録してください。ただし、お渡しするポイントカードは1人に1枚です。この1枚のカードで複数の団体の活動に参加した場合は、それぞれの活動でポイントを1枚のカードに付与します。

Q18 碁会所、将棋クラブ、スイミングクラブ、パークゴルフ場等も団体登録できるのか。

A18 可能です。ただし対象者は、直方市に住民登録している65歳以上、5人以上で構成された団体で、代表者による登録の届けが必要です。

のおがた元気ポイントカード見本

【表】

～ 注 意 事 項 ～		のおがた元気ポイントカード	
★カードと商品券の交換は、 年度内 (4月1日～3月31日)で 1回限り となります。 なお、のおがた元気ポイントカードは有効期限を設けておりません。	見 本	登録者氏名	
★健診ポイントは、特定健診3ポイント、その他の健診(複数受診しても)1ポイントを付与します。		年 齢	歳
★交付日以降の活動に対してポイントを付与します。		登録番号 No.	-
★カードを紛失した場合は、台紙のみの発行となります。		交付日	年 月 日
☞詳しくは・・・ 【のおがた元気ポイント事業《Q&A》】参照		次回交換	年 4 月 より交換可能
		～ポイント交換時持ってくる物～ ①のおがた元気ポイントカード ②身分証明書(運転免許証や保険証等の本人確認ができる公的証明書) ③交換年度の健診結果表 ➡③のみ75歳未満の方は必須 直方市高齢者支援課 地域包括ケア推進係 TEL 25-2391	

【裏】

団体代表者は、事業実施月日を記入し、元気ポイント印を押してください。

1	2	3	4	5			
6	見 本			10			
11				15			
16				♪20ポイント達成 おめでとうございます♪			
予備欄				予備欄	予備欄	予備欄	予備欄

予備欄は誤印の場合にご利用ください。

※20ポイントを超えたポイントの繰り越しは健診ポイントのみ繰り越せます。